**平成２２年（フ）第８５１号**
広島県安芸郡海田町大立町３番20号
債務者　三浦　良丸
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第８９１号**
広島市南区東雲１丁目４番31―205号
債務者　有薗　安廣
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７５号**
広島県尾道市因島重井町3818番地
債務者　中崎　勝洋
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第２７８号**
愛媛県松山市安城寺町280番地２　コーポ若宮205号
債務者　中村　竜次
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第２８０号**
愛媛県松山市南堀端町４番地８　ハマダビル1005号
債務者　濵田　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第３０２号**
愛媛県松山市南江戸６丁目３番７号　南江戸団地３棟10号
債務者　田中　健三
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第３１０号**
愛媛県松山市余戸東２丁目５番５号
債務者　力石　哲八
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第６２号**
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3765番地の121
債務者　古川奈津子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第７９号**
福岡県直方市大字頓野1059番地１
債務者　船川　光政
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第２２５号**
福岡県久留米市安武町住吉841番地２　安武団地11棟１号
債務者　川口　睦夫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第２２６号**
福岡県久留米市安武町住吉841番地２　安武団地11棟１号
債務者　川口ミサキ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第２３２号**
福岡県久留米市津福今町249番地115
債務者　佐藤　　光
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第１４号**
長崎県壱岐市勝本町本宮西触590番地
債務者　下條　玲子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２２年（フ）第３９号**
鹿児島県指宿市山川利永632番地
債務者　川畑　和弘
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２２年（フ）第１８３号**
沖縄県那覇市字大道172番地トマトハイツ202
債務者　中村　義雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第２２０号**
沖縄県浦添市内間３丁目１番11―302号　グリーンハウス
債務者　安慶名昭雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１３号**
沖縄県宮古島市平良字松原163番地
債務者　奥平　典子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
那覇地方裁判所平良支部